第二号様式（第五条関係）（昭49運令28・全改、昭54運令20・平６運令12・平９運令84・平12運令11・令元国交令20・令２国交令98・一部改正）

臨港地区内行為届出書（工場・事業場用）

年　　月　　日

港湾管理者　　殿

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

港湾法第38条の２第１項の規定により、｛工　場／事業場｝の｛新設／増設｝について、次のとおり届け出ます。

1　｛工　場／事業場｝の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積

2　｛工　場／事業場｝の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画　別紙１のとおり

3　｛工　場／事業場｝の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画　別紙２のとおり

4　｛工　場／事業場｝の｛新設／増設｝の工事の開始及び完了の予定期日

5　｛工　場／事業場｝に係る事業の開始の予定期日

6　添付書類の目録

備考　届出書及び別紙の用紙の大きさは、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙　1

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

1　搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　　計					

2　搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　　計					

備考　1　貨物の量の概計は、通常の１年間の貨物の量の概計を記載すること。

2　港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。

3　輸送に関する計画欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。

4　貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

別紙　2

廃棄物の量の概計及び廃棄物の処理に関する計画

1　廃棄物の量の概計及び廃棄物の処理に関する計画

廃棄物の種類	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処　理　場　所	処　理　方　法

2　その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

備考　1　廃棄物の量の概計は、通常の１年間の廃棄物の量の概計を記載すること。

2　廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。